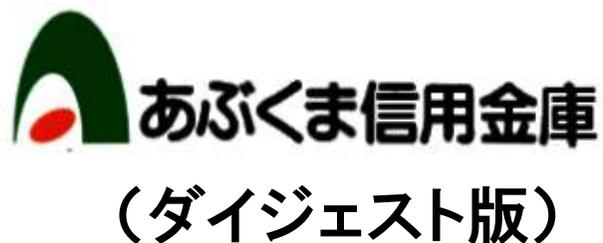


特定震災特例経営強化指導計画

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律第33条第2項)



平成28年6月



1. 経営強化指導計画の策定にあたって	...	1
2. 前経営強化指導計画の総括	...	2
3. 経営指導方針および指導体制の整備	...	3
4. 当信用金庫の施策に対する指導・助言	...	4
5. 経営指導のための施策	...	5
6. 信金中央金庫が保有する信託受益権の額およびその内容	...	6
(参考) 金融機能強化法を活用した資本参加スキーム	...	7

1. 経営強化指導計画の策定にあたって

■ はじめに

信金中央金庫(以下「信金中金」という。)は、平成24年2月、東日本大震災により被災したあぶくま信用金庫が地域の復旧・復興に貢献し、地域金融の担い手としての役割を積極的に果たしていくため、金融機能強化法の特例措置を活用した資本増強を行うことにより、当信用金庫の財務基盤を強化いたしました。

震災から5年が経過しましたが、この間、当信用金庫の主な事業区域である南相馬市および双葉町、大熊町などの双葉郡8町村の福島県浜通り地方では、除染作業や災害公営住宅等の建設、インフラの整備および事業者の事業再開等、復興に向けた歩みが見受けられるものの、福島第一原発事故の影響により未だ帰還できない地域が広範囲にわたっております。また、平成29年3月には、帰還困難区域を除く居住制限区域および避難指示解除準備区域の避難指示解除が予定されているものの、これまでに避難指示が解除された区域の帰還住民は約6%に止まっており、今後の避難住民の帰還の趨勢と事業者の復活・再生が重要な課題となっております。

さらに、中小企業を取り巻く経営環境は、依然厳しい状態が続いており、取引先の経営改善、事業再生、事業承継および創業・成長分野等の新たな事業展開に向けた支援等、当信用金庫が果たすべき役割は益々重要なものとなっております。

このため、当信用金庫は、今般、新たな特定震災特例経営強化計画(以下「経営強化計画」という。)を策定し、引き続き、金融機能の維持・強化および地域の復興・創生ならびに地域経済の活性化に向けて、経営強化計画に掲げた各種施策に取り組んでいくこととしております。

信金中金は、経営強化計画に対応する新たな特定震災特例経営強化指導計画(以下「経営強化指導計画」という。)を策定し、モニタリング等を通じて当信用金庫が経営強化計画に掲げた各種施策の実施状況および課題を把握し、適時・適切に指導・助言を行うことにより、地域の復興・創生に向けた当信用金庫の取組みを継続的かつ全面的に支援してまいります。

■ 経営強化指導計画の実施期間

平成28年4月から平成33年3月まで(5年間)

2. 前経営強化指導計画の総括

信金中金は、平成23年4月から平成28年3月までの5年間を実施期間とする経営強化指導計画に基づき、適時・適切に指導・助言および支援を行い、当信用金庫とともに地域の復旧・復興ならびに地域経済の活性化に取り組んでまいりました。

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
管理・指導および支援体制の整備	営業推進部内に復興支援対応室を設置(平成25年4月より東北支店内に移転)				
	信用金庫部に専担者1名を配置				
	当信用金庫に職員1名を出向派遣				
取引先の販路開拓・拡大に係る取組支援	信用金庫取引先の商品を掲載したギフトカタログを制作				
	「ビジネスマッチ東北」へ大手バイヤー企業を招聘				
被災した中小企業に対する事業再生支援	復興支援ファンド「しんきんの絆」を運営				
中小企業に対する経営支援等に係る取組支援	中小企業のライフステージ(創業期、成長期、成熟期、再生・後退期)に応じた各種サポートプログラムを順次提供				
地方創生に向けた取組支援	しんきん地方創生支援センターを設置				
人材育成支援	各種研修等へ講師を派遣				
	信用金庫役職員向け実務研修プログラムを運営				

3. 経営指導方針および指導体制の整備

■ 経営指導方針

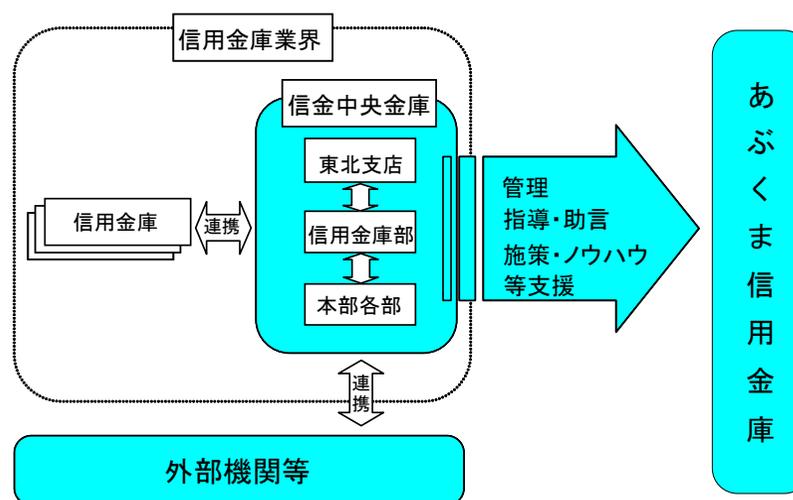
信金中金は、経営強化指導計画に基づき、当信用金庫が経営強化計画に掲げた各種施策の着実な実施に向けて、その実施状況をモニタリングするとともに、外部機関との連携を図りつつ、適時・適切に指導・助言を行ってまいります。

■ 指導体制の整備

信金中金は、所管部署である信用金庫部に管理・指導等に係る専担者を配置するとともに、当信用金庫との連携を強化するため、信金中金職員を出向派遣する等、指導体制を整備しております。

今後も引き続き、信用金庫業界のネットワークの活用や外部機関との連携を図るとともに、各分野の専門的なノウハウを有する本部各部および東北支店が一体となって、当信用金庫の経営強化計画の実施に向けた支援に取り組んでまいります。

【管理および指導・助言に係る体制】



4. 当信用金庫の施策に対する指導・助言

信金中金は、当信用金庫が経営強化計画に掲げた以下の施策の円滑かつ確実な実施に向けて、モニタリングを通じ実施状況および課題を把握し、適時・適切に指導・助言を行ってまいります。

■ 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策

- 相談機能の強化等に関する方策
 - お客様サポート室を中心とした移動相談会の開催
 - お客様の避難先への個別訪問による各種相談等への対応
- 復興支援関連商品等の提供・推進に関する方策
 - 復興・創生段階における取引先の資金ニーズに対応した商品の開発・提供
- 販路開拓・拡大支援に関する方策
 - 信用金庫業界のネットワークを活用して開催されるビジネスフェアや個別商談会への出展機会の紹介・提供
- 創業・新事業開拓支援に関する方策
 - 新規創業や新たな事業分野の開拓を目指す事業者に対する経営相談、指導・助言、セミナーの開催、経営情報の提供
- 経営改善・事業再生・事業承継支援に関する方策
 - 中小企業再生支援協議会、産業復興機構および(独)中小企業基盤整備機構等の専門的な知見、ノウハウおよび機能の活用
 - 経営課題等解決のためのコンサルティング機能の発揮
- 地方創生に向けた支援に関する方策
 - 南相馬市における「地方版総合戦略」の策定および戦略に掲げる施策の実施等に係る支援
 - 地方公共団体および地域関係者等との連携強化による地域の復興・創生に向けた取組み

■ 被災債権の管理および回収に関する方策

- 被災した取引先に対する信用供与等に関する方策
 - 被災した取引先の融資に係る約定弁済の一時停止、条件変更等への柔軟な対応
 - 外部機関と連携した経営改善および事業再生・再建に向けた支援の取組み

5. 経営指導のための施策

■ 経営強化計画の履行状況の管理

定期的な報告等による各種施策の実施状況および課題の把握ならびに経営強化計画の円滑かつ確実な実施に向けた指導・助言

- 経営強化計画の履行状況報告(3月末、9月末基準)
- 被災債権の管理および回収等に係る報告(3月末、9月末基準) 等

■ モニタリング

オフサイト・モニタリング

- 各種リスク管理状況に関するモニタリング
- 経営状況に関するモニタリング

オンサイト・モニタリング

- 経営強化計画の履行状況報告等に基づき、定期的に、または随時行うヒアリング
- 貸出金実地調査による債務者の実態把握、事業再生等の取組状況の確認 等

■ 経営強化計画の履行を確保するための支援

- 信金中金職員の出向派遣による連携強化
- 中小企業のライフステージに応じた各種サポートプログラムの提供を通じた経営支援等の取組支援
- 各種研修等への講師派遣、各種情報の提供および信用金庫役職員向け実務研修プログラムを通じた人材育成支援
- ビジネスフェア・個別商談会の開催等の支援を通じた取引先の販路拡大に向けた取組支援
- リスク管理態勢強化の支援
- 地方創生に向けた取組支援 等

6. 信金中央金庫が保有する信託受益権の額およびその内容

【信金中金が保有する額】

信託受益権 25億円

【算定根拠】

当信用金庫が東日本大震災からの復旧・復興需要に十分応えうる強固な財務基盤の構築を図るため、信金中金は200億円の優先出資を引き受け、信託受益権化したうえで、財源面の支援を受けるために預金保険機構に対し175億円の信託受益権の買取りを求め、残額の25億円の信託受益権を信金中金が保有するものです。

信金中金が保有する額の算定にあたっては、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律に関する留意事項について(金融機能強化法ガイドライン)」に基づき、信託受益権の額のうち50億円以下の金額に10分の2を乗じて計算した金額と当該額のうち50億円を超える金額に10分の1を乗じて計算した金額との合計額としております。

【信金中金が保有する信託受益権の額および内容】

	項目	内容
1	信託	あぶくま信用金庫優先出資証券信託受益権
2	受益権形態	有価証券等の包括信託契約に基づく受益権
3	信託設定時信託財産	あぶくま信用金庫優先出資証券200億円
4	信託設定時元本	25億円
5	配当の方法	確定配当(非累積)
6	配当率	預金保険機構が当該事業年度において公表する「優先配当年率としての資金調達コスト」ただし、日本円TIBOR(12か月物)または8%のうちいずれか低い方を上限とする。
7	信託設定日	平成24年2月20日
8	受益権譲渡日	平成24年2月20日
9	信託予定期間	10年(延長可能)
10	議決権行使	信託財産が保有する優先出資証券の総議決権数のうち、総受益権元本に対する残存信託受益権元本の割合に応じた数とする。

(参考)金融機能強化法を活用した資本参加スキーム

